

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 7 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第10号

令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について

令和3年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,200,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月15日 専決

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		228,943	77	229,020
	2 基金繰入金	228,941	77	229,018
21 諸収入		68,191	502	68,693
	5 雑入	58,553	502	59,055
歳入	合計	10,199,584	579	10,200,163

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,274,738	579	1,275,317
	5 選挙費	30,920	579	31,499
歳 出	合 計	10,199,584	579	10,200,163